
経済改革40年の成果と課題

田中 修

Tanaka Osamu

はじめに

2018年は、改革開放40周年と位置付けられており、12月18日には「改革開放40周年慶祝大会」が挙行された。本稿では、経済改革の主要項目につき改革の推移・現状と残る課題について解説する。

1 分税制の功罪

(1) 中央財政への集権化

中国では1980年代までは、現代的な財政制度は存在していなかった。税制が未発達であったため、改革開放以降の経済発展の成果が財政収入に反映されず、国家財政収入の対国内総生産（GDP）比は1984年以降低下を続け、1割近辺にまで低下した。また、中央税収の対国家財政収入比も1993年には2割強にまで低下していた。この「2つの比率低下」が改革当初の財政が抱えた大きな問題であった。

1992年の市場経済体制移行決定を受け、1994年の分税制実施から財政制度建設が本格化した。この分税制は、国民経済における財政の比率を高め、財政における中央財政の比率を高めることが目的であり、税目の整理、中央税・地方税・共有税への区分、中央から地方への財政移転支出制度の導入などの制度が整備された。また、主たる財源である増値税・消費税は中央と地方の共有税とされ、それぞれの取り分を、中央75%、地方25%として、中央財政の財源が強化された。その後、個人所得税・企業所得税についても、共有税化が図られ、中央と地方の配分比率は60%対40%とされた。

(2) 地方財政の財源不足

しかし、このように中央財政の充実が図られる一方で、地方、特に末端政府の財源は慢性的に不足することになった。中央から地方への財政移転支出の額は必ずしも十分ではなく、しかも資金は省レベル政府に配分されたので、省レベル政府は事務を末端政府におろす一方で、これに見合う財源を十分に交付しなかった。しかも、胡錦濤指導部が農民の負担軽減のため、農業税・畜産税を廃止し、さまざまな名目での地方政府による手数料徴収を厳しく制限したことが、さらに地方財政を窮迫させたのである。

このため地方政府は、農民から土地を強制収用し、農地を商業用地に用途転換したうえで、この使用权をディベロッパーに転売して財源を捻出した（「土地財政」と呼ばれる）。中国では

金融緩和が行なわれた際、しばしば余剰資金が不動産市場に流れ込み、不動産価格が上昇するが、中央政府が不動産購入規制など価格抑制政策を発動しても、なかなか価格上昇は終息しない。これは、地方政府が土地財政に頼っているため、不動産価格の下落を望まず、中央の政策を換骨奪胎してしまうためである。

(3) 債務問題の発生

2008年9月に発生したリーマン・ショックを受けて、同年11月から2010年にかけて発動された大型景気対策が、地方の財政難に追い打ちをかけた。この対策では4兆元の追加投資が行なわれたが、このうち約1.25兆元相当の追加公共投資が地方政府の負担とされたのである。地方政府は固有の財源が少なく、地方債の直接発行・銀行借入れは認められていなかった。中央政府は地方政府のために地方債を代理発行したが、その額も不十分であった。このため、地方政府は「融資プラットフォーム会社」と呼ばれるダミー会社を設立し、この会社が銀行から借入れを行なうことで資金を調達した。この融資プラットフォーム会社の借金がふくらみ、銀行は、プラットフォーム会社の借入れに「暗黙の保証」を与えていた地方政府に対し、代わりに債務の償還を求め、2011年頃から地方政府の債務問題が重大リスクとして指摘されるようになった。

2018年度末現在の地方政府債務残高は18兆3861.52億元であるが、公表されている債務以外にも、地方政府の「隠れ債務」があるのではないとも言われている。例えば、地方政府と民間の資金協力プロジェクト（PPP）は、本来は民間の資金を活用してインフラ整備を図ることが目的であるが、地方政府の「隠れ借金」を増やしているのではないかと、との指摘もある。地方財政の透明性を高めるとともに、債務管理を厳格化していくことが今後の課題である。

2 地方財政収入の充実

(1) 地方債の発行

地方政府の財政難を救うため、2015年からは、予算制度改革により、省レベルの地方政府に地方債の発行が認められ、比較的安い金利の借り換え地方債を発行することで、従来の債務を置き換えることができるようになった。また新規事業についても地方債で資金調達ができるようになったため、地方政府は以前よりは資金繰りが改善している。

新規事業のために発行される地方債には、一般地方債と特別地方債がある。一般地方債は、収益性のない事業に充当され、その残高は地方政府の債務残高にカウントされる。他方、特別地方債は収益性のある事業に充当され、プロジェクトの収益による償還が予定されているため、その残高は、地方政府の一般債務残高にはカウントされない。このため、2019年度は景気を支えるインフラ投資の財源として、2.15兆元が計上（前年度比8000億元増）されることになった。

しかし、2019年3月の中国共産党13期全国人民代表大会（全人代）第2回会議開催時に開かれた、3月7日の財政部長記者会見では、特別地方債で得た資金は「三大堅壘攻略戦」（債務リスクの軽減、農村脱貧困、環境対策という困難な課題に取り組む）にも用い、とりわけ貧困が

深刻な地域と環境汚染対策に用いるとしている。この会見で例示されている長江経済ベルトのような重大発展戦略、鉄道・道路のような重大プロジェクトに資金が用いられるのであれば、収益で償還可能であろうが、貧困対策や環境対策は、そもそも収益性に乏しい。資金の使用範囲を安易に拡大することは、「隠れた地方債務」を拡大し、債務リスクを増大させかねない。

(2) 不動産税の導入

借り換え地方債の発行は債務問題の先送りにすぎず、根本的な問題は、地方政府の固有財源である地方税が少ないことにある。このため、日本の固定資産税に相当する不動産税の導入が長らく検討され、上海市と重慶市において実験も進められている。

2018年3月の全人代「政府活動報告」では、李克強総理が「不動産税の立法を着実に推進する」と明言したにもかかわらず、いまだ不動産税法は成立していない。その理由としては、①土地使用権料と不動産税の二重課税問題、②契約税・土地増値税・都市土地使用税との調整、③土地の適正な価格評価の難しさ、などが指摘されているが、案を審議している全人代常務委員会のメンバーのなかに、不動産税が成立すると課税対象となる者が多く、根強い慎重論があるため、とも言われている。

しかし、不動産税は税収が景気に左右されにくい税であり、上級地方政府からさまざまな事務を下ろされている末端地方政府の財源に最も適しており、その早期の導入が望まれる。

3 中央財政と地方財政の関係の見直し

(1) 増値税改革

習近平指導部第1期においては、中央・地方政府の支出面の分担見直しが進んだが、収入面の見直しについては、地方政府の重要な財源であった営業税が、2017年に増値税に完全に改められた。従来のルールであれば、営業税の収入の75%が中央の収入に充てられることになるが、地方政府の税収を確保するため、増値税の中央・地方への配分が暫定的に50%対50%に改められた。

また、2019年4月からは、増値税の税率が、製造業などは16%から13%に、交通・運輸業・建築業などが10%から9%に引き下げられた。これは当然、地方財政の取り分を減少させるため、中央財政は地方財政に対し減収分を補填している。

(2) 財政移転支出

中国では中央から地方への財政移転は、大きく「一般性移転支出」と「特別移転支出」に分けられる。当初は、一般性移転支出は日本の地方交付税、特別移転支出は国庫支出金（補助金）の性格を帯びていたが、特別移転支出は地方政府と中央官僚の間で癒着・腐敗を生みやすいこともあり、財政部は特別移転支出の項目を削減し、一般性移転支出に移すことのできるものは、こちらに移管してきた。このため、一般性移転支出のなかに地方の財政力の均衡を目的とした移転と、特定政策を支援する移転が混在するようになり、財政力の均衡を目的とする支出は「均衡性移転支出」と呼ばれるようになった。さらに、中央と地方の権限と支出責任の見直しにより、中央と地方の共同責任とされた政策に係る特別移転支出について

は、2019年度予算からこれを新たに「共同財政権限移転支出」とし、一般性移転支出に移管することとされた。

このように、中央と地方の収入の見直しが進んでいるが、これは税体系・財政移転の抜本の見直しにつながるものであり、改革はまだ途中過程にある。特に重要なものは、上級・下級地方政府間の財政移転であり、これは多段階に及ぶ地方政府組織の再編ともからむ問題である。地方政府の機構を簡素化しつつ、行政サービスをいかに効率的に国民に提供するかが、今後の課題である。

4 税制と所得格差

(1) 所得格差の現状

中国では財政の所得再分配機能が不十分であることが、個人間の所得格差を増大させている。これまで、所得格差の最大の問題は、都市と農村の所得格差であった。改革は当初、農村を中心に展開され、人民公社の解体、生産の請負制、農産物の自由販売などの一連の改革により、農民の所得は増大した。しかし、工業化・都市化が進むにつれて、1990年代後半から都市・農村の所得格差が拡大し、21世紀に入ると格差は3倍を上回るようになった（ピークは、2009年の3.33倍）。2000年前後には、農村における集団抗議行動が増え、これが暴動に発展するケースもあり、農村社会の不安定化が懸念された。さらに、2002年秋から2003年前半に大流行した新型肺炎SARS（重症急性呼吸器症候群）は、農村における医療・衛生制度の不備、貧困問題を明らかにしたのである。

これに対し、胡錦濤指導部は、「三農」（農業・農村・農民）問題の解決を、党の政策の「重点中の重点」に据え、農業税・畜産税の廃止、農業への補助金増加、穀物買付価格の引き上げ、最低賃金の引き上げ、社会保障制度の整備など、都市・農村格差の改善に努めた。この結果、2010年以降、農民の所得の伸びが、都市住民の所得の伸びを上回るようになり、平均的な所得格差は次第に縮小し、2018年は2.69倍となっている。

しかし他方で都市・農村内部の所得格差が拡大している。これを上位20%と下位20%の所得格差の推移でみると、都市部では、2000年の3.61倍から2018年には5.90倍に拡大し、農村では6.47倍から9.29倍に、都市上位20%と農村下位20%の格差は、14.09倍から23.16倍に拡大しており、都市内部、農村内部、さらには都市上位と農村下位の所得格差が拡大を続けていることがみてとれる。

(2) 個人所得税の改革

このように所得格差の拡大が止まらない最大の理由は、個人所得税が不完全だということである。現在、給与所得には7段階の累進税率（低所得3%・10%・20%、中所得25%、高所得30%・35%・45%）が採用されているが、高度成長期の日本の75%と比べても、最高税率は低い。しかも、これまで所得の種類は11もあり、所得ごとに税率がバラバラで、累進税率と比例税率が混在していたため、高額所得者は所得を分散させることによって、税負担を軽減することが容易となっていた。

2018年10月からの個人所得税制改正で、所得が9種類に統合され、税率についても中低所

得層で減税が図られた。財政部によれば、所得が2万元／月以下の場合、約50%の負担減とされる。同時に、課税最低限が月当たり3500元から5000元に引き上げられ、今回の改正で、都市の労働人口における納税者の割合は、約44%から約15%に減少することとなった。

また2019年1月からは、子女教育など6項目の特別付加控除を設け、世帯の税負担減を図っている。これらの改正で恩恵が及ぶ納税者は約8000万人とされる。

現在個人所得税は、所得を複雑に分類した税制から、所得の総合と分類を組み合わせた税制へと移行過程にあるが、その所得再分配機能はまだ十分とは言えない。

(3) 相続税・贈与税の導入問題

所得再分配の観点からすれば、個人所得税の改革のみならず、累進税率の相続税・贈与税が有用であるが、中国ではいまだこれらの税制が導入されていない。財政部は以前から「遺産税」の導入を主張し法案を準備しているが、全人代の立法計画にも組み入れられていないのが現状である。

改革開放からすでに40年が経過し、多数の富裕層が形成されており、これが次代にそのまま引き継がれれば、所得階層が固定化され、中国に「貴族階級」が誕生することになりかねない。これは、社会主義の理念とは相容れないものであり、早急に導入を図る必要がある。ただ、それには不動産の価格を正確に評価することが必要であり、そのためにも前述の不動産税の導入が待たれるのである。

(4) 「共同富裕」への道

所得格差の拡大にもかかわらず、国民から大きな不満が生じなかったのは、胡錦濤指導部の時代までは、中国経済が高成長を維持していたからである。高成長のときは、経済のパイが大きくなるので、パイの増分の一部を中低所得層にも切り分けることが可能となる。しかし、習近平指導部が誕生した2012年以降、中国経済は明白に中成長にダウンしており、これからはパイ全体を切り分けなければならない。

習近平総書記は、2015年に提起した「新発展理念」のなかで、「発展の成果を人民に共に享受させる」ことを強調した。2017年の共産党第19回全国代表大会（党大会）では、2035年までに経済格差を顕著に縮小させ、21世紀中葉に「共同富裕」を達成する、としている。

また、2020年までの三大堅塁攻略戦のひとつとして、農村の最貧困層5500万人の脱貧困を目標に掲げ、毎年1000万人の脱貧困を進めている。しかし、5500万人の最貧困層の問題を解決しても、その上には膨大な貧困層が残っている。今後さらに、ボトムアップのみならず、既得権益層の抵抗を排して、大胆な所得再分配にまで踏み込めなければ、貧困層が再び最貧困層に転落する可能性もある。

「共同富裕」の成否は、共産党統治の正統性にまで影響するものであり、税制による所得分配の強化が不可欠である。

5 社会保障制度の構築

(1) 急速な人口高齢化

日本と異なり、中国では社会保障制度がいまだ整備途上のうちに高成長が終了してしまっ

た。他方で中国社会の高齢化のスピードは速く、1990年に65歳以上の人口は総人口の5.6%にすぎなかったが、2000年には7%に達し（高齢化社会）、2018年には11.9%に達した。今後中国が高齢社会（14%）に達するのは、2025年頃、超高齢社会（14%）に突入するのは2038年頃とみられている。つまり、中国は「共同富裕」を実現する前に超高齢社会を迎えることになり、中国経済社会の最大の問題は、「未富到老」（豊かになる前に老いる）とされている。

（2）年金制度の整備

中国の年金制度は、1990年度後半から本格整備された。朱鎔基総理の国有企業改革の一環として、国有企業から社会保障制度が分離されたのである。1997年に都市従業員基本年金保険が整備され、2011年に都市戸籍の非就労者を対象とした都市住民社会年金保険が設立された。これに対し、農村では1992年から新型農村社会年金保険が導入されていたが、農民は土地があるという理由で国庫補助はなく、2009年になってからようやく国庫負担が開始された。2014年には、都市住民社会年金保険と新型農村社会年金保険を統合して、都市・農村住民基本年金保険が設立され、年金保険制度は2つに集約された。

今後は、省ごとにバラバラになっている制度の運用を統一するとともに、2種類の年金制度を統合し、全国統一の基礎年金を確立する必要があるが、すでに東北3省などは年金財政収支が赤字化しており、財源が豊かな省の反発もあり、統一作業は進展していない。

（3）年金の財源問題

また年金財源の面では、現在のままでいけば、2020年代後半には比較的人口の多い文化大革命世代が年金受給年齢に達し、年金財政は急速に悪化するとみられている。他方で、習近平指導部はサプライサイド構造改革の一環として企業のコスト引き下げを掲げ、社会保険料を引き下げるとしてきた。2019年には、都市従業員基本年金保険の保険料を原則20%から16%に引き下げることが決定された。

しかし、これが年金財政の持続可能性に及ぼす影響については、明らかにされていない。政府は財源として、国有企業株の売却益を年金基金に繰り入れるとしているが、年金の長期財政計算について、収支見通しおよび不足分の財源として何を（税、保険料、国有企業株売却収入）、どれだけ投入するのか、国民に明確な試算をはっきり示す必要がある。

また、年金のみならず、中国が2030年代後半に超高齢社会を迎えれば、老人医療・介護の費用が大きく膨らむことになる。公的保険でどの範囲までカバーし、民間保険でどの部分を補完させるか、また家族・コミュニティの役割をどう位置づけるか、早急に制度設計を進めなければ、社会保障制度の持続可能性に重大な影響を及ぼすことになろう。

6 金融制度改革

（1）銀行システムの整備

もともと銀行は、中央銀行である人民銀行にすべての機能が集中していた（モノバンク制）。1979—84年に人民銀行から4つの国家専門銀行が分離し、1987年には交通銀行が設立されて、現在の5大国有商業銀行の原型が出来上がった。続いて1993年に国務院が「金融体制改革に関する決定」を発表し、これに基づいて1994年には政策性銀行3行が設立され、1995年には

人民銀行法・商業銀行法が施行された。これにより、多くの商業銀行が創設され、かたちのうえでは一応の銀行システムが整備されたのである。

しかし、この銀行システム整備の過程には、いくつかの問題点があった。

(2) 中小金融

中国は国有企業向けに国家開発銀行・輸出入銀行を整備したものの、日本の高度成長期における国民金融公庫、中小企業金融公庫のような中小金融専門の政策金融機関を設立しなかった。

他方で、中国の大半の銀行は政府ないし国有企業の資本により支配されている。このような銀行は、地方政府とその所管する国有企業とのつながりが強く、融資に際しては国有企業を優先し、民営企業が多い中小企業に対しては、融資を実施しないことが多かった。このため、中小企業はノンバンクなどの資金に頼らざるをえず、中小企業の資金調達難・資金調達のコスト高の問題が深刻化し、これが民営企業の発展を阻み、民間投資の役割を發揮しにくくしている。

現在、中小・零細企業向け融資を期待して民営銀行8行が設立されているが、この役割は限定的である。もともと中小金融は貸し倒れリスクが高いため、利潤を追求する株式制銀行にはなじまない。このため、日本では相互銀行・信用金庫・信用組合と政策金融機関が中小金融を担っていたのである。中国においても、中小・零細企業向け融資の担い手は、本来、専門の政策性銀行か、これらの企業をメンバーとする協同組織金融機関が適しているのである。

(3) 農業・農村・農民（「三農」）向け金融

中国でも、政策性金融機関として農業発展銀行が設立されたが、その融資対象は国有食糧企業の穀物買い付けであり、一般農家ではなかった。また、農村に設置された農村信用社はずばら都市の国有企業やディベロッパーへの融資に傾斜したため、農村から都市への資金流出が発生したのである。

現在では、「三農」向けの融資を担う村鎮銀行が設立され、中国農業銀行では「三農事業部」が整備された。農業発展銀行も2004年からその融資対象の見直しを図っており、農林漁業・牧畜業の大手企業・中小企業、インフラ建設、農地改良・農村住宅建設に拡大されている。

ただ、まだその融資対象は依然として農村の企業が中心であり、一般の農家向けのウエイトが高まっているわけではない。「三農」の資金調達問題は、中小金融と並ぶ、中国金融の大きな課題である。

(4) 住宅金融

日本の場合、第2次世界大戦で主要都市の木造家屋の大半が空襲で焼失した。また海外から多くの日本人が引き揚げてきたため、住宅供給が当初より大きな政策課題となり、アパート建設・持ち家取得のローン負担を軽減するため、住宅金融公庫が設置された。

しかし、中国では日本以上に持ち家志向が強いにもかかわらず、このような住宅専門の政策性金融機関がないため、庶民の住宅ローンのコストが高くなり、これが家計部門の債務比

率の増大、消費の減退を招いている。

(5) 中央銀行の独立性

中国では、中央銀行（人民銀行）が政府（国務院）の一機関となっており、中央銀行の政府からの独立性が確保されていない。中央銀行総裁に該当する中国人民銀行行長は、財政部長・商務部長といった大臣クラスと同格にすぎず、一般に党における地位も中央委員会委員でしかない（現在の易綱行長は、さらに下の中央委員会候補委員）。

また、国務院には金融担当の副総理がおり（現在は劉鶴）、重要な金融政策を決定する場合には、金融担当副総理の下に、国家発展・改革委員会、財政部など関係官庁が集まり、その是非を検討する。この場合、マクロ政策を所管する国家発展・改革委員会の発言権が強く、同委員会は重要プロジェクトの認可権限も有しているため、投資抑制につながるような金融引き締めには消極的である。

そのせいか、中国では周期的に地方政府主導による投資過熱が発生してきたが、人民銀行は金融引き締め在即座に踏み切れず、インフレが顕在化してからようやく預金準備率引き上げ・利上げを行なうことがしばしばであった。

このため、中央銀行を国務院から外し、全人代の監督下に置くべきという意見もある。しかし、現在の習近平体制では、経済政策は党主導で決定しているため、仮に人民銀行が国務院から独立しても、党の指導という制約を受けることになり、大きな改善は期待できない。むしろ人民銀行行長を党中央政治局委員に兼務させるなど、党における中央銀行総裁の地位を高めるほうが有効ではないと思われる。

(6) 銀行のコーポレートガバナンス

すでに株式制の導入により、現代的なガバナンス体制は形式的には整えられ、金利規制についても、貸出金利規制は2013年、預金金利規制は2015年に原則自由化されている。

にもかかわらず、銀行の経営の意思決定については、いまだに政府の影響力が強く、銀行は融資先や金利水準を自主的に決定できない。このため政府の指示により、経営効率の低い融資プラットフォーム会社や国有企業への貸し出しが拡大し、不良債権が増大してきた。

2019年に入り、5月に内モンゴル自治区の包商銀行が経営破綻しており、同様のケースを発生させないためにも、銀行のコーポレートガバナンスの強化は急務である。

(7) 金融監督管理の再編

人民銀行から金融機関が独立するにつれ、金融監督管理機能も人民銀行から分離独立していった。1992年に証券監督管理委員会、1998年に保険監督管理委員会、2003年に銀行業監督管理委員会が、それぞれ独立したのである。しかし、このような縦割り監督体制では、金融商品の多様化・高度化には対応できず、監督の隙間を狙った理財商品が次々に開発され、シャドーバンキングが拡大し、これが金融リスク要因として認識されるようになった。

このため、2017年に国務院金融安定発展委員会が設立され（事務局は人民銀行）、金融リスクを集中的に監督管理する仕組みが作られた。続いて2018年、銀行業監督管理委員会と保険監督管理委員会が統合され、銀行保険監督管理委員会が設立されるとともに、人民銀行に監督管理法規の立案・制定とマクロ・プルーデンス管理（金融システム全体のリスクの状況を分

析・評価し、それに基づいて制度設計・政策対応を図ることを通じて、金融システム全体の安定を確保する管理手法)の権限が移管されたのである。

しかし、残る証券監督管理委員会を今後どうするのか、まだ方針は明らかにされていない。また金融リスクの解消・コントロールを強化するためには、形式のみならず、内部組織の全面再編を伴った金融監督管理機能の再構築が必要である。

7 国有企業と民营企业

(1) 国有企業改革の歩み

1993年に発生した投資過熱とその後の厳しい経済引き締めにより、1996年頃から国有企業の経営悪化が表面化し、国有企業のコーポレートガバナンスの強化が課題となった。1999年の党15期中央委員会第4回全体会議(4中全会)は、国有企業改革を集中的に議論し、①国有企業からの社会機能(社会保障、住宅、学校、病院など)の分離、②国有中小企業の売却容認、③新しい経営メカニズム(株主総会・董事会〔取締役会〕・監事会)の導入、④国有企業の株式制化・混合所有制化の推進、を決定した。これにより、国有大企業の株式会社化と、国有中小企業の民営化が促進された。

2002年の第16回党大会では、基本経済制度の原則として、「いささかも揺るぐことなく公有制経済を強固に発展させ、いささかも揺るぐことなく非公有制経済の発展を奨励・支援・誘導しなければならない」とされた。

2004年の憲法改正では、「国家は個人経済、私営経済等非公有制経済が発展することを奨励・支援する」「公民の合法的な私有財産は不可侵である」という規定が盛り込まれ、改革推進の機運が盛り上がった。

しかし同年の後半になると、左派・保守派から「現在の国有企業改革は、国有資産を流出させている」との批判が高まり、改革は停滞に陥った。さらに前述の2008年11月から2010年にかけて発動された大型景気対策は、国有企業に積極的な設備投資を促し、必要な資金が国有企業に集中したため、国有企業は肥大化した。一部の国有企業は民营企业を買収し、この頃から「国進民退」現象が指摘されるようになった。

だが2011年に入り、景気対策の効果が失われるにつれ、国有企業は過剰生産能力問題が深刻化し、経営が急速に悪化していった。国有企業の規模は肥大化した。自己資本利益率(ROE)や総資産利益率(ROA)は低下し、かえって競争力を失う結果となったのである。

これを受け、2013年党18期3中全会は、国有企業改革を再び加速する旨を決定した。具体的には、経営管理ではなく資本の管理を主として、国有資産の監督管理を強化することとした。また、一部国有資本を切り分けて社会保障基金を充実させることとした。

この決定により、国有企業改革が一気に加速するとみられたが、第13次5ヵ年計画(2016—20年)に国有企業の強大化が盛り込まれると、改革の機運が再び停滞することとなった。しかし、2017年の第19回党大会は、再び国有経済の配置の最適化・構造調整・戦略的再編を加速し、国有企業ではなく国有資本の優良化・強大化を推進し、国有企業改革を深化させ、混合所有制経済を発展させる方針を再確認した。

このように、国有企業改革は前進と停滞を繰り返している。

(2) 民営企業の発展支援

2018年6月以降、米中経済摩擦が激化するなかで、中国国内では9月頃、外交では対米強硬論が台頭し、国内経済では、「民営経済はすでに役割を終えたので、中国経済から退場すべきである」とする「民営企業退場論」が現われた。

これに対し、習近平総書記は、2018年11月1日の「民営企業座談会」における重要講話で、「一時期以来、社会において民営経済を否定し、これに疑義を呈する言論を発表する者がいる。たとえば、『民営経済退場論』を提起し、民営経済はすでに使命を達成したので、歴史の舞台から退出すべきだと言う者がいる。……これらの説は完全に誤りであり、党の大政策・方針に合致しない」と、「民営企業退場論」を全面否定し、民営企業の発展支援を強く促した。

ここまであえて習近平総書記が踏み込んだのは、もはや中国経済が安定成長を維持するうえで、民営経済が不可欠の存在になっていることを、東北から広東までの一連の地方視察のなかで理解したからであろう。

(3) 広がる南北格差

最近北京では、高成長から中成長への移行に伴い、地域間の経済格差が、これまでの東部・中部・西部・東北地方の格差から、南北格差へと変化したことが話題となっている。この問題を指摘したのは、中国人民大学経済学院の周曉波と陳璋、中国国家発展・改革委員会マクロ経済研究院国土開発・地域経済研究所の王継源である。

彼らによれば、「改革開放がもたらした全国同歩調の高速成長時代が終結するに伴い、中国経済の発展は2013年以降、徐々に成長のギアチェンジ、構造の最適化、動力の転換を特徴とした新常态に入った。これと同時に、わが国の地域経済に南北のGDP成長率の分化という新たな変化が出現し、それは経済成長が『南が速く、北は遅い』、経済のウエイトが『南が上昇し、北は低下』として際立って現われている」（周・陳・王 2019年）とされる。具体的には、2007—12年の南北GDP成長率は、基本的に一致を維持し、北部の成長率が南部よりやや速かった。しかし、2013—17年に南北の成長率格差は、2013年の0.41%から2017年の1.4%に拡大した。2013—17年の北部の年平均経済成長率は7.4%、南部は8.5%である。

この南北格差の原因として彼らは、「北部は主として資源型経済であり、伝統産業がかなり多く、産業構造が全体として重工業に偏し、市場の発育度が十分ではなく、構造転換の難度は南部と比べ大きい。これに対し南部は、総体として産業構造が比較的軽く、多くの東部沿海都市は早くから『ポスト工業化時代』に達し、サービス業がすでに経済発展の主要動力となっており、製造業さえも徐々にハイテク・精密・先端産業に転換し、総体として転換にかなり成功しており、全体としてかなり良好な発展態勢を示している」（周・陳・王 2019年）と指摘する。

これは言い換えれば、北部は重厚長大型国有企業が主体で市場化改革と経済の構造転換・イノベーションが遅れ、南部は民営企業主体で経済の市場化・サービス化とイノベーションが進展したということである。

現在、中国では成長率の低下が続いているが、これは景気よりも潜在成長率の低下が原因と考えられている。もし北部で国有企業改革と民営企業の発展支援を積極的に進めなければ、北部が原因で中国経済の構造転換・イノベーションが停滞し、「中等所得国の罠」に陥るおそれもある。

■参考文献

関志雄（2018年）「難局に差し掛かる中国における民営企業の発展——急がれる公平な競争環境の構築」、
「中国経済新論：中国の産業と企業」、経済産業研究所ウェブサイト、12月28日、〈<https://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/181228sangyokigyo.html>〉。

周曉波・陳璋・王繼源（2019年）「中国南北経済分化の現状、原因と対策——重視する必要がある新たな趨勢」『河北経貿大学学报』第40巻第3期（5月）。

小原篤次・神宮健・伊藤博・門闖（2019年）『中国の金融経済を学ぶ——加速するモバイル決済と国際化する人民元』、ミネルヴァ書房。

田中修（2019年）「経済改革の現状と課題」『東亜』（霞山会）2月号所収。

たなか・おさむ 日本貿易振興機構アジア経済研究所
新領域研究センター 上席主任調査研究員
Osamu_Tanaka@ide.go.jp